

名古屋市立学校（園）における寄附物品等の取扱いについて

平成21年10月 1日 教 育 長 決 裁

（最終改正 令和 5年 4月 1日）

（目的）

第1 この取扱は、名古屋市立学校（園）（以下「学校」という。）における建物、工作物及び物品（以下「物品等」という。）の寄附の申出を受けた場合の取扱いについて、必要な事項を定め、事務処理の適正な運用を図ることを目的とする。

（寄附受納の条件）

第2 学校の物品等については、次の各号のいずれにも該当する場合には、寄附を受納することができるものとする。

- (1) 寄附者の好意による自発的なもので、学校の設置目的に適合し、教育活動の振興に資するものであること。
- (2) 既存の施設設備の使用に支障を生じさせず、かつ教育活動における安全性が確保できるものであること。
- (3) 寄附受納後の維持管理費が学校配当予算で賄えること。
- (4) 学校の建物の維持及び修繕に要する経費でないこと。
- (5) 他の学校と著しい格差を生じるような過剰なものでないこと。
- (6) 卒業生による卒業記念の寄附にあつては、卒業記念にふさわしいものであること。
- (7) P T A、自治会又は学区組織による寄附にあつては、学校の周年事業、開校記念事業、その他教育委員会及び学校の長が適当と認めた場合であること。
- (8) 当該寄附が社会貢献活動の一環であり、かつ、寄附自体が当該寄附者の特定の利益に直接的に結びつかないことが明白であること。

（寄附者の制限）

第3 次に掲げる者からの寄附は受納しない。

- (1) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条第1項に規定する暴力団、暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者
- (2) 宗教団体その他これに類する団体
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定に抵触するおそれのある個人、団体
- (4) その他教育委員会又は学校の長が、寄附者として不適当と認める者

（寄附者名等の表示）

第4 寄附者からの希望があれば、次に掲げる事柄（以下「寄附者名等」という。）を物品等に表示することができるものとする。

- (1) 寄附者名
- (2) ロゴタイプ・ロゴマーク

(3) 社会貢献活動の名称

(4) 簡単なメッセージ

(5) 寄附物件の名称

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は寄附者名等の表示を認めない。

(1) 名古屋市暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団、暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者の名称を含むとき

(2) 宗教団体その他これに類する団体の名称（これらを連想させる表現を含む。）を含むとき

(3) 公職選挙法の規定に抵触するおそれのある個人、団体の名称（これらを連想させる表現を含む。）を含むとき

(4) 商品名等特定の物品の呼称を含むとき

(5) 寄附者の関係する事業活動の宣伝を含むとき

(6) その他教育委員会又は学校の長が、寄附者名等の表示が学校にふさわしくない又は学校運営に支障をきたす恐れがあると判断するとき

3 第1項の表示については、必要最小限にするとともに、「寄贈」又は「贈」など寄附されたことがわかる表示をあわせてするものとする。

（寄附の受納手続きに関する留意事項）

第5 学校長は、寄附の申出（寄附者名等の表示を含む。）があったときは、すみやかに教育委員会事務局教務部学事課長又は総務部学校施設課長と調整するものとする。

（その他）

第6 この取扱に定めるもののほか、寄附の受納に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この取扱は、平成21年10月 1日から実施する。

2 この取扱は、平成29年 4月 1日から実施する。

3 この取扱は、令和 5年 4月 1日から実施する。